令和４年11月17日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる療養病床の取扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記通知が日本医師会より発出されましたので、下記の通りお知らせいたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日本医師会通知より引用

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部、医政局総務課、保険局医療課より各都道府県衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されました。

これまで、新型コロナウイルス感染症に関する保健・医療提供体制の構築に際して、医療機関でクラスターが発生した場合やコロナ以外の疾患が原因で受診した患者がコロナ陽性と判明した等の場合に、当該医療機関がコロナ患者受け入れ医療機関でない場合であっても、当該医療機関で入院の原因となった疾患の治療を継続する観点からも、コロナによる症状が大きく悪化しない限り、引き続き当該医療機関において治療を続ける体制を徹底されるよう依頼がなされております。

本事務連絡では、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる療養病床に関して、上記を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱い及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の取扱いについて、これまで示されてきた事務連絡の一覧とともに、改めて取りまとめられたものになります。なお、本事務連絡により新たに示された取扱いはございません。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ＩＤ等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（06-6763-7012）